《当座預金》

商品名	当座預金 (新規取扱休止)	
ご利用頂ける方	法人および個人の方	
期間	特に期間の定めはありません	
お預け入れ	預入方法: 随時お預け入れいただけます 預入金額:1円以上 預入単位:1円単位	
払戻方法	随時払い戻しできます (小切手・手形の支払委託を目的としています)	
金 利		
利 息	利息はつきません	
付加できる 特約事項	・当座貸越契約がご利用頂けます ・当座貸越についての利息徴求は、3月および9月の当金庫所定の日に口座から引き落とします 付利単位を100円、1年を365日とし、毎日の最終貸越残高に対して積数計算により算出します ・当座預金開設、および当座貸越契約には金庫所定の審査が必要です 詳しくは店頭窓口へお尋ねください	
税金	利息がつかないので税金はかかりません	
	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室 (9 時~17 時、電話:0120-00-2085) にお申し出ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図るこれですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室には全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。まお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことにです。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そのには、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、	とまたもの際ビ会
その他参考となる事項	金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ・公共料金等の自動支払いおよび配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険により全額保護されます。 ・この預金は「当座勘定規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧くさい。	だ